

# 令和7年度障害者総合支援法関係 事業者説明会

## 就労系

# 令和8年度当初の加算届の特例について

## 【就労系サービス】令和8年当初の介護給付費等算定に係る 体制等に関する届出書（加算届）の取扱いについて

02

加算届の提出については、毎月15日までに提出いただいた場合、翌月から算定開始ですが、以下の前年度の実績に基づく加算等については、3月末までの実績が必要であるため、4月から算定のための期限を別途設定します。

**提出期限：4月15日（水）まで（5月請求より届出に応じた報酬単価で算定）**

### 前年度の実績に基づく加算等

就労移行：就労定着率区分、移行準備支援体制加算  
 就労A型：評価点区分、重度者支援体制加算、就労移行支援体制加算  
 就労B型：平均工賃月額区分、重度者支援体制加算、就労移行支援体制加算、目標工賃達成加算  
 就労定着：就労定着率区分、就労定着実績体制加算  
 就労定着以外（就労選択含む）：視覚・聴覚等支援体制加算、高次脳機能障害者支援体制加算  
 全て：福祉・介護職員等処遇改善加算

※基本報酬の経過措置期間が終了する事業所についても提出漏れが無いようお願いいたします。

※就労継続支援A型の評価点は、県への提出が不要な場合も、令和7年度の評価点をインターネット等で公表してください。

※平均工賃月額区分については、その他を参照ください。

※就労移行支援体制加算及び目標工賃達成加算については、昨年度に算定している場合でも、令和8年度に算定する場合は必ず提出下さい。

### 留意事項

1. 加算届は、全て様式第5号（介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書）、別紙1（介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表）に加えて、別紙1に記載の様式も併せて提出をお願いします
2. 福祉・介護職員等処遇改善加算の取得に係る令和8年度処遇改善計画書（以下、計画書）については、令和8年4月及び5月分を申請する事業者は、令和8年6月以降の申請に係る計画書とあわせて、令和8年4月15日（水）までに提出してください。  
 ※4月16日（木）～4月30日（木）に提出→**通常どおり6月から算定**  
 ※令和7年度から継続する場合も必ず提出すること。
3. 業務継続計画未策定減算等の各減算についても該当する場合は、適切に届出ください。

4月16日（木）～30日（木）までに提出の場合、福祉・介護職員等処遇改善加算以外の前年度の実績に基づく加算等に関しては、4月から届出に応じた報酬単価で算定しますが、国保連への反映が5月以降となるため、4月報酬算定分については、6月請求でお願いいたします。

※この取扱いは4月のみであり、5月1日算定分は通常どおり4月15日まで、以降の月も同様に、前月の15日までに提出いただいた場合に翌月から算定します。

※提出先は通常通り、所管の健康福祉事務所へお願いいたします。

### その他（就労継続支援B型の事業者は必ずご確認ください）

令和8年度報酬改定により、就労継続支援B型の平均工賃月額区分の基準を引き上げることが障害福祉サービス等報酬改定検討チームより報告されております。平均工賃月額区分に関しても他の前年度の実績に基づく加算等と同様に4月中の加算届の提出で4月より算定可とする予定です。

詳しい届出方法については、厚生労働省からの正式な通知があり次第、別途通知いたします。

# 令和8年度の臨時応急的な報酬改定について

## 就労移行支援体制加算の見直し・応急的な報酬単価の特例

### 1. 就労移行支援体制加算の見直し

対象サービス：就労継続支援A型、就労継続支援B型、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）

施行日：令和8年4月施行

見直し内容：① 一事業所で算定可能となる年間の就職者数の上限を定員数までとする。  
② 同一事業所でなく、他の事業所において過去3年間で算定実績がある利用者について、ハラスメントなどのやむを得ない事情で退職した場合を除き算定不可であることを明記。

### 2. 応急的な報酬単価の特例

対象サービス：就労継続支援B型、共同生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス

適用期間：令和8年6月～令和9年度報酬改定まで

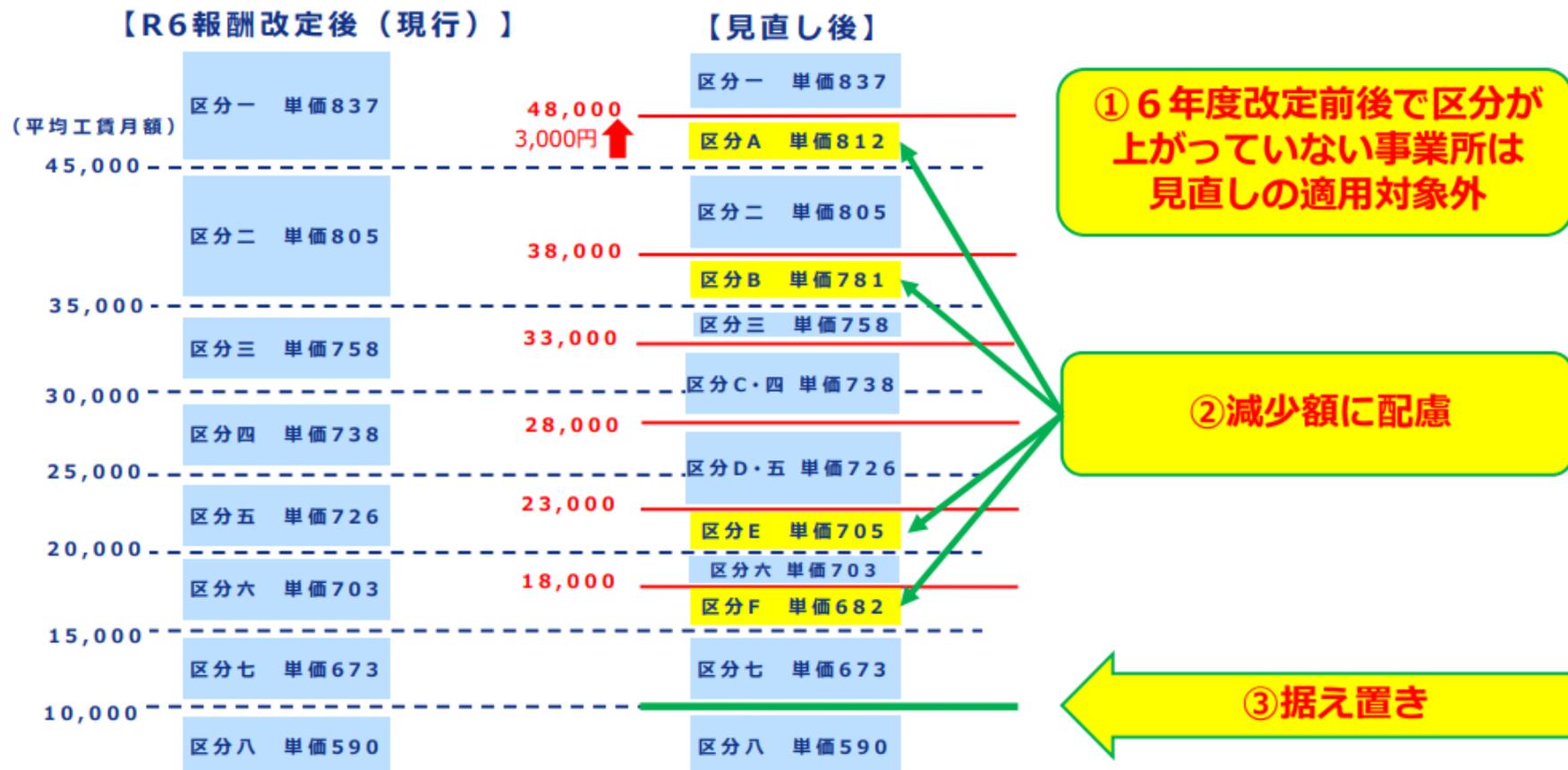
見直し内容：令和8年6月1日以降に新規に指定された就労継続支援B型事業所について  
所定単位数の1000分の984とする。

※配慮措置として、離島・中山間地域にある事業所、自治体の公募等により新設する事業所は当該特例の対象外となる

## 基本報酬区分の基準の見直し

- 令和6年度報酬改定前後で基本報酬区分が上がった事業所（次スライド）は、3,000円基準額を引き上げる  
例）従来までの区分6は1.5万円以上～2万円未満 → R8.6からの区分6は1.8万円以上～2万円未満
- 見直しにより、基本報酬の減少額が3%程度に収まるよう、中間的な区分A～Fを新設  
（詳しくは[こちら](#)のP9～R17を参照）
- 令和6年度報酬改定で単価を引き下げた区分7と8の間の区分は据え置き

※人員配置基準6：1、定員20名以下の場合



## 令和8年度の就労継続支援B型に係る基本報酬の 算定区分に関する届出書に関する取扱いについて (案)

令和8年度の就労継続支援B型の平均工賃月額区分の届出について以下のとおり取り扱うこととします。

**提出期限：4月15日(水)まで(5月請求より届出に応じた報酬単価で算定)**

就労継続支援B型サービス費(I)・(II)・(III)を算定している全ての就労継続支援B型事業所は、上記の期限までに、以下のア・イを提出すること。

- ア 現行の報酬区分に基づく、基本報酬区分に関する届出書(令和8年4月・5月分)
- イ 見直し後の報酬区分に基づく、基本報酬区分に関する届出書(令和8年6月以降分)

ただし、以下の1～3のいずれかに該当する事業所は、イの提出は不要です。

2に該当する事業所は以下に示す根拠書類の提出が必要です。

1. 令和7年度平均工賃月額が1万5千円未満(アの報酬区分が区分七または八)の場合
2. 令和6年3月以前に指定をうけた事業所のうち、令和6年度改定前後で区分が変わらない又は下がっている場合  
    <比較する月は、指定を受けた時期によって異なります>
  - ① 令和5年4月以前に指定を受けた事業所  
        →「令和6年3月の基本報酬区分」と「令和6年4月の基本報酬区分」を比較  
        【根拠書類：令和6年3月及び令和6年4月の基本報酬区分が分かる書類】
  - ② 令和5年5月～令和6年3月に指定を受けた事業所
    - ・令和6年3月以前に経過措置期間が終了した事業所  
            →「令和6年3月の基本報酬区分」と「令和6年4月の基本報酬区分」を比較  
            【根拠書類：令和6年3月及び令和6年4月の基本報酬区分が分かる書類】
    - ・令和6年4月以降に経過措置期間が終了した事業所  
            →経過措置期間の最終月とその直後の基本報酬区分を比較  
            【根拠書類：経過措置期間の最終月とその直後の基本報酬区分が分かる書類】
3. 令和6年4月以降に指定を受けた事業所で「1.」に該当する場合

**4月16日(木)～30日(木)までに提出の場合、4月から届出に応じた報酬単価で算定としますが、国保連への反映が5月以降となるため、4月報酬算定分については、6月請求でお願いいたします。**

※この取扱いは4月のみであり、5月1日算定分は通常どおり4月15日まで、以降の月も同様に、前月の15日までにご提出いただいた場合に翌月から算定します。

※提出先は通常通り、所管の健康福祉事務所へお願いいたします。

# 就労選択支援

## 就労選択支援

令和7年10月から新たなサービスである就労選択支援が開始されました。

就労選択支援は、障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するためのサービスです。

令和8年3月1日時点の兵庫県内の就労選択支援事業所数

神戸	阪神北	阪神南	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路
2	2	6	3	1	0	2	0	2	2

# 就労選択支援員・就労支援員・定着支援員 の研修要件について

## 就労選択支援

### 就労選択支援員の資格要件について

就労選択支援員養成研修の修了が要件

ただし、令和9年度末までは基礎的研修又はこれと同等以上の研修を修了した者を就労選択支援員とみなす。

基礎的研修と同等以上の研修とは以下のとおり

- ・ 就業支援基礎研修（就労支援員対応型）
- ・ 訪問型職場適応援助者養成研修
- ・ 平成 21 年厚生労働省告示第 178 号 第1号ハに掲げる研修
- ・ サービス管理責任者研修専門コース別研修（就労支援コース）
- ・ 相談支援従事者研修専門コース別研修（就労支援コース）

詳しくは[こちら](#)

## 就労移行支援・就労定着支援

就労支援員及び定着支援員の基礎的研修の受講について

就労支援員と就労定着支援員の資格要件

従来まで



令和7年4月1日から

資格要件なし



基礎的研修の修了

経過措置期間 令和10年3月31日まで

令和8年度の基礎的研修の実施スケジュール等については[こちら](#)

# 就労継続支援について

## 就労継続支援

### 生産活動の適切性について

就労継続支援事業所は、利用者に対して生産活動その他の活動の機会を提供する必要がありますが、公費による就労支援の生産活動として適さない可能性がある活動を行っている不適切な事例が散見されています。

#### 公費による就労支援の生産活動として適さない可能性がある活動の例

eスポーツ、植物の水やりを1日数回行うだけの活動、卓球教室や麻雀教室の手伝いに相当するような活動、所定の場所に居ればよいというような活動等

事業所の運営方針や生産活動の改善の検討のため、以下の厚労省HPに掲載されている生産活動シート等の資料を活用してください。

#### 参考

[指定就労継続支援事業所の新規指定及び運営状況の把握・指導のためのガイドラインについて | 厚生労働省](#)

## 就労継続支援

### 在宅支援の適切性について

就労継続支援では、適切なサービス提供を行うために、原則として対面での支援が想定されています。

その例外として、以下の要件を満たした場合のみ在宅支援が認められている。

1. 重度障害者で通所が困難であることなどを理由に、オンラインによる在宅での就労を希望する者
2. 1に対する在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市区町村が判断した場合

在宅支援と称して、前項に記載したような、生産活動として適さない可能性がある活動や、就労に必要な知識及び能力の向上に寄与しない活動を行わせているなど、不適切な事業運営が散見されています。

在宅支援の要件を満たした運営が実施できる事業計画になっているか、適切なサービス内容となっているかの確認をすること。

また、在宅支援を実施するには、市区町村が内容を確認する必要があるため、市区町村からの資料要求等には適切に対応すること。

## 今後の新規指定申請手続きの変更について（予定）

## 新規指定申請手続きの変更について（予定）

県では、就労系障害福祉サービスの新規指定申請をする際、指定日を原則毎月1日とし、その前々月の15日までに所管の健康福祉事務所に提出することとしています。

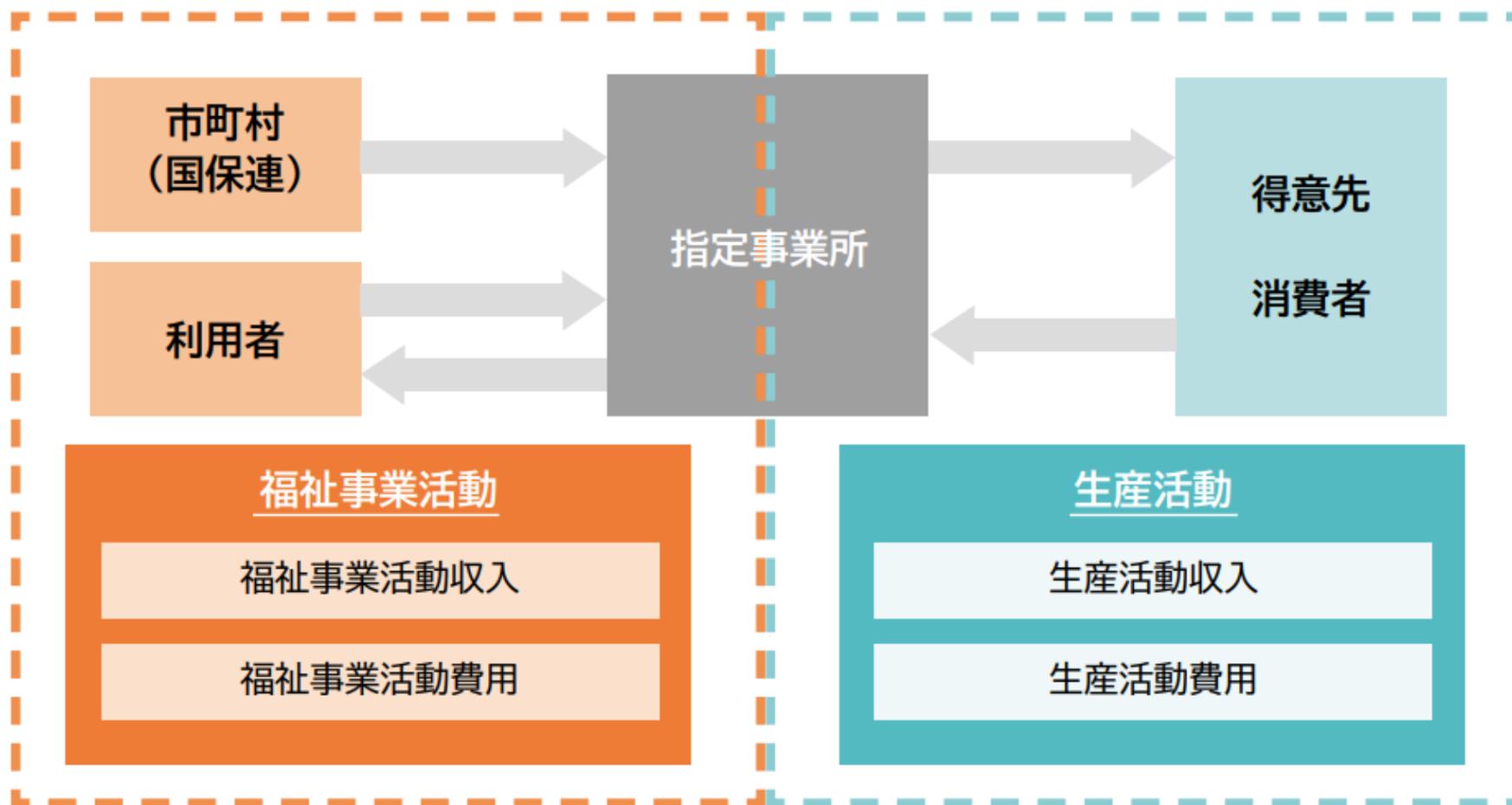
このたび厚生労働省から「指定就労継続支援事業所の新規指定及び運営状況の把握・指導のためのガイドライン」が発出されたことや申請書の提出後に人員・設備基準等を満たしていないことが発覚する事例が散見されたため、申請書の提出前に事前ヒアリングを行うなどの手続きの変更を予定しています。

詳しい内容については検討段階であるため、決まり次第、県HPやメールにてお知らせします。

# 就労支援会計と福祉会計について

## 1) 福祉事業活動と生産活動の会計区分

就労支援事業という1つの事業であっても、福祉事業活動と生産活動とに会計を区分する必要があります。



参考：[就労支援事業会計の運用ガイドライン](#)

## ◎ 福祉事業活動と生産活動に係る収入の区分

就労支援事業における収入は、福祉事業活動により生じた収入と生産活動により生じた収入を以下のように区分します。

福祉事業活動収入	生産活動収入
国保連からの自立支援給付費	生産活動により生じた収入
利用者からの本人負担金、日用品等の実費負担金	例)
寄附金としての受領額	✓ パン・クッキーなどの製品の販売収入
その他、職員からの給食代や自動販売機収入等の雑収益	✓ 仕入れた商品の販売収入
	✓ 下請け作業による加工賃収入
	✓ 清掃などの受託収入 等

※ 障害者雇用調整金・報奨金、特定求職者雇用開発助成金等については、生産活動により生じた収入とは言いがたく、福祉事業活動収入に区分するのが通例です。

## ◎ 福祉事業活動と生産活動に係る費用の区分

就労支援事業における経費は、福祉事業活動により生じた費用と生産活動により生じた費用を以下のように区分します。

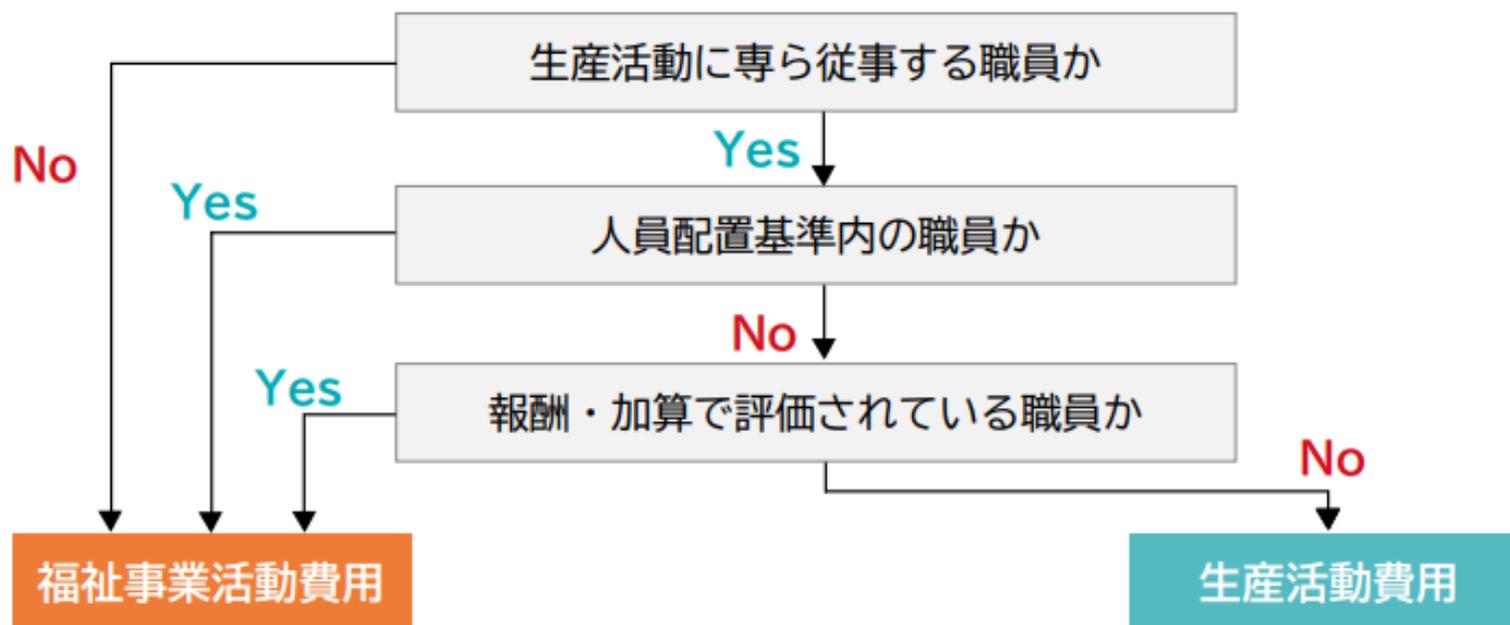


1つの事業所内で生じた経費をどちらに区分すべきかの判断に迷うことが想定されるケースとして、具体的な例を以下に記載します。

## ①人件費（労務費）の区分

福祉事業活動収入を得るために必要な人員か、生産活動収入を得るために必要な人員かにより区分します。具体的には、生産活動に従事しない職員や指定基準に定める人員配置基準内の職員、報酬・加算で評価される職員は福祉事業活動費用として処理し、それ以外の職員は生産活動費用として処理します。

※ ただし、生産活動と福祉事業活動の両方に従事している場合や他の事業所との兼務をしている場合などは、法人で合理的な基準に基づき決定した按分方法により按分して費用計上することが必要です。



経費の内容	区分判定
家賃、共益費等	<p>【判定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定を受けた事業所（訓練・作業室を含む）の家賃、共益費等は、福祉事業活動費用として処理</li> <li>商品・製品保管専用の倉庫の賃借料等、専ら生産活動に要する費用は、生産活動費用として処理</li> </ul> <p>【考え方】</p> <p>指定を受ける事業所は、指定基準に定める設備基準を満たす必要があり、訓練・作業室を含めて利用者支援の場であると考えられますので、その事業所に係る家賃、共益費等は福祉事業活動費用として計上します。</p>
建物（附属設備を含む）の減価償却費、修繕費、損害保険料、保守料等	<p>【判定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定を受けた事業所（建物）に係る減価償却費等は、福祉事業活動費用として処理</li> <li>商品・製品保管専用の倉庫に係る減価償却費等、専ら生産活動に要する費用は、生産活動費用として処理</li> </ul> <p>【考え方】</p> <p>家賃、共益費等と同様の考え方となります。</p>
器具及び備品や機械装置、車両運搬具等の減価償却費	<p>【判定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の支援や事務運営に必要な器具及び備品等に係る減価償却費は、福祉事業活動費用として処理</li> <li>生産活動に要する器具及び備品等に係る減価償却費は、生産活動費用として処理</li> </ul> <p>【考え方】</p> <p>その固定資産の使用実態により、いずれの区分に属する経費とするかを決定します。なお、どちらの区分にも属する経費であれば、共通経費として按分計上します。</p>
水道光熱費（電気代・ガス代・水道代）	<p>【判定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生産活動を行うことにより増加する部分の水道光熱費は、生産活動費用として処理</li> <li>上記以外の水道光熱費は、福祉事業活動費用として処理</li> </ul> <p>【考え方】</p> <p>例えばガスを生産活動でしか使用しない場合はガス代の全額を生産活動費用として処理するなど、使用実態により生産活動を行うことで増加する部分の水道光熱費の額を特定します。なお、特定することが難しい場合には、共通経費として按分計上します。</p>
健康診断、予防接種費用	<p>【判定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の健康診断費用等は、福祉事業活動費用として処理</li> <li>職員の健康診断費用等は、各職員の人件費の区分に応じて処理</li> </ul> <p>【考え方】</p> <p>利用者の健康保持のための適切な措置を講じることは指定基準に定められており、その措置に係る経費は、利用者支援に必要なものと考えられますので、福祉事業活動費用として処理します。</p> <p>一方で、職員に係る健康診断費用等については、P25 の人件費の区分に準じて判定します。</p>



兵庫県